

令和7年6月定例会 防災・環境対策特別委員会（事前）

令和7年6月10日（火）

〔委員会の概要〕

出席委員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 古川 | 広志 |
| 副委員長 | 岡田 | 晋  |
| 委員   | 福山 | 博史 |
| 委員   | 岡本 | 富治 |
| 委員   | 古野 | 司  |
| 委員   | 重清 | 佳之 |
| 委員   | 寺井 | 正邇 |
| 委員   | 仁木 | 啓人 |
| 委員   | 達田 | 良子 |

議会事務局

|           |    |     |
|-----------|----|-----|
| 政策調査課副課長  | 仁木 | ちあき |
| 政策調査課課長補佐 | 福良 | 美和  |
| 政策調査課主任主事 | 丹生 | 瞳   |

説明者職氏名

〔危機管理部〕

|                  |    |     |
|------------------|----|-----|
| 部長               | 佐藤 | 章仁  |
| 副部長              | 川口 | 陽一郎 |
| 次長（危機管理政策課長事務取扱） | 大井 | 文恵  |
| 防災対策推進課長         | 明星 | 康信  |
| 防災対策推進課被災者支援推進室長 | 唐渡 | 茂樹  |
| 消防保安課長           | 奥田 | 理悦  |

〔生活環境部〕

|              |    |    |
|--------------|----|----|
| 部長           | 飯田 | 博司 |
| 生活環境政策課長     | 島  | 智子 |
| サステナブル社会推進課長 | 松本 | 進一 |
| 環境指導課長       | 加藤 | 貴弘 |
| 環境管理課長       | 田中 | 麻理 |

〔保健福祉部〕

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 部長       | 福壽 | 由法 |
| 保健福祉政策課長 | 美原 | 隆寛 |

|                  |    |    |
|------------------|----|----|
| 医療政策課救急・災害医療対策室長 | 岡本 | 理恵 |
| 長寿いきがい課長         | 島田 | 准子 |
| 障がい福祉課長          | 杉生 | 忍  |

〔農林水産部〕

|                |    |     |
|----------------|----|-----|
| 部長             | 里  | 圭一郎 |
| 次長（水産振興課長事務取扱） | 岡久 | 正治  |
| みどり戦略推進課長      | 水口 | 晶子  |
| 鳥獣対策・里山振興課長    | 渡辺 | 裕恭  |
| 畜産振興課長         | 福見 | 善之  |
| 林業振興課長         | 須恵 | 丈二  |
| 農山漁村振興課長       | 中原 | 幹起  |
| 生産基盤課長         | 若山 | 健一  |
| 森林土木・保全課長      | 井村 | 慎也  |

〔県土整備部〕

|             |     |    |
|-------------|-----|----|
| 部長          | 新濱  | 光夫 |
| 副部長         | 小津  | 慶久 |
| 道路整備課長      | 披田  | 毅  |
| 住宅課長        | 藤本  | 裕幸 |
| 住宅課建築指導担当課長 | 濱   | 佳孝 |
| 河川政策課長      | 山本  | 英史 |
| 河川整備課長      | 香川  | 忠司 |
| 砂防防災課長      | 姫氏原 | 健司 |
| 水環境整備課長     | 細岡  | 卓也 |

〔病院局〕

|      |    |    |
|------|----|----|
| 局長   | 蛭原 | 淑文 |
| 総務課長 | 春木 | 達也 |

〔教育委員会〕

|                   |    |    |
|-------------------|----|----|
| 教育長               | 中川 | 斉史 |
| 施設整備課長            | 大和 | 研二 |
| 体育健康安全課防災・健康食育推進幹 | 月本 | 直樹 |

〔警察本部〕

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 警備部長    | 田村 | 聡  |
| 警備部警備課長 | 山本 | 英児 |

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料）

【報告事項】

○「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」取組概要（令和 6 年度）  
（資料 1－1）

○徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画の見直しについて（資料 1－2）

---

古川広志委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時40分）

直ちに議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

なお、今年度の防災・環境対策特別委員会においては、理事者の説明は着座のままでなされますようお願いいたします。

佐藤危機管理部長

6 月定例会に提出を予定しております防災・環境対策関係の案件につきまして、防災・環境対策特別委員会説明資料により御説明を申し上げます。

まず、私からは、歳入歳出予算の総括及び危機管理部関係について御説明を申し上げ、順次、各所管部局から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 ページを御覧ください。一般会計予算の総括でございます。6 月補正予算案の総額は、左から 3 列目補正額欄の最下段に記載のとおり、37 億 4,104 万 3,000 円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、597 億 6,203 万 3,000 円となっております。このうち、危機管理部の予算額は、同表一番上の補正額欄に記載のとおり、4,003 万 1,000 円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、25 億 206 万 7,000 円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

5 ページを御覧ください。部局別主要事項でございます。危機管理部関係につきましては、まず、危機管理政策課におきまして、防災総務費の摘要欄、新規事業、全国瞬時警報システム新型受信機整備事業では、国のシステム更新に対応するため、受信機等を整備する経費として、1,303 万 1,000 円の補正をお願いしております。

また、防災対策推進課におきまして、防災総務費の摘要欄、新規事業、災害時活動拠点等調査事業では、南海トラフ巨大地震発生時における、迅速かつ的確な救助・救出やライフライン復旧につなげるため、関係機関における活動拠点候補地を調査選定する経費として、2,000 万円の補正をお願いしております。

消防保安課におきまして、消防指導費の摘要欄のア、新規事業、消防団員と共に学ぶ宿泊型防災キャンプ事業では、消防団への理解を深め、団員確保につなげるため、小・中学生及びその家族を対象に、消防団の重要性や活動内容について学んでもらう宿泊型防災キャンプを実施する経費として、500 万円の補正をお願いしております。その下、イ、新規事業、みんなで支える！地域防災人づくり推進事業では、少年消防クラブや女性防火ク

ラブの認知度向上及び人材の確保・育成を図る経費として200万円の補正をお願いしております。

17ページを御覧ください。令和6年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の11月定例会及び2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定しましたので、御報告させていただきます。

左から4列目翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、5億427万9,900円となっております。これらの事業につきましては、引き続き、早期執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

27ページを御覧ください。令和6年度事故繰越し繰越計算書でございます。危機管理部関係の左から7列目翌年度繰越額欄に記載のとおり、防災対策推進課所管の防災対策指導費4,936万9,000円については、本県独自の被害想定作成に当たり、国の被害想定公表が遅れたことに伴い、やむを得ず事故繰越しとなったものでございます。早期執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告申し上げます。資料1－1を御覧ください。徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画の取組概要についてでございます。

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とし、昨年8月策定したものでございます。計画初年度となる令和6年度の主な進捗状況につきましては、1、命の72時間への対応では、住宅の耐震化対策として、耐震改修に対する補助限度額を全国トップクラスに拡充するなどの取組を推進いたしました。

2、助かった命をつなぐ対策では、次のページになりますが、市町村が行う避難所QOL向上のため、県独自の支援制度を創設するとともに、県においても、大型トイレカーの導入を進めております。

続く3、初動対応力の強化では、県有15施設へ太陽光発電設備を導入し、災害時に活用できる体制を構築いたしました。

また、4、社会インフラの早期復旧では、被災状況の迅速な把握と情報共有を図る災害時情報共有システムの改修に着手するとともに、6、創造的復興の推進では、災害廃棄物対策として、市町村に対し、災害廃棄物仮置場選定のため未利用の県有地等の情報共有を図り、充足率の向上に努めました。

続きまして、資料1－2を御覧ください。徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画の見直し案についてでございます。

I、新規追加といたしまして、能登半島地震の教訓や最近の新たな取組を踏まえ、新たに12項目を追加しております。主な項目といたしましては、1、命の72時間への対応では、No.1、高台移転の推進として、市町村との連携によるワークショップを開催し、高台移転に向けた議論を喚起してまいります。2、助かった命をつなぐ対策では、No.2、大規模災害に備えた神社仏閣との連携として、神社仏閣を避難所・避難場所などとして活用できるよう、連携を進めてまいります。

3、初動対応力の強化では、No.7、市町村の防災カルテ作成・公表として、各市町村の

備蓄等の現状を調査するとともに、市町村ごとの処方箋を示した防災カルテを作成・公表してまいります。

6、創造的復興の推進では、No. 8、公費解体の迅速化に向けた体制の確保として、公費解体の手順を明確化するとともに、実践的な訓練等を通じて検証を行い、体制を確保してまいります。

また、No. 10、徳島被災者支援プラットフォーム（T P F）の取組強化として、平時より、N P O等多様な団体との連携を図り、災害時には、被災地のニーズとN P O等の支援のマッチングにより、円滑な被災者支援につなげてまいります。

次のページを御覧ください。Ⅱ、項目・K P I 見直しといたしまして、13項目の見直しを行っております。

主な項目といたしましては、1、命の72時間への対応では、No. 3、市町村の圏域を超えた相互応援において、県内市町村間におけるカウンターパート支援体制の構築を追記いたしました。

2、助かった命をつなぐ対策では、No. 5、水道施設の耐震化において、新たにK P I を設定し、進捗の見える化を図ってまいります。

また、No. 6、災害医療を担う人材育成において、災害支援ナースの登録者数について、令和6年度の実績を踏まえ、上方修正を行っております。

次のページになりますが、6、創造的復興の推進では、No. 13、被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保において、住家被害認定業務に係る調査員名簿登録者数について、こちらも令和6年度の実績を踏まえ、上方修正を行っております。

以上御説明させていただきました、徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画につきましては、去る6月3日に開催いたしました外部有識者で構成される推進委員会において、委員の皆様から御助言を頂いたところであり、今議会での御論議を踏まえ、計画を改訂するとともに、全庁を挙げて、スピード感を持って実行に移してまいります。

続きまして、資料はございませんが、防災・減災、国土強靱化についてでございます。

6月6日、政府において第一次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されましたので、御報告いたします。

県議会の皆様におかれましては、防災・減災、国土強靱化の強力な推進を求める意見書の提出や政府・与党に対する重ねての要望活動など、多大な御尽力を賜ったところであり、その結果、現行の15兆円程度を大きく上回る総額20兆円強の計画として決定されました。

今後、県におきましても、新たな計画を踏まえ、県民の皆様の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

飯田生活環境部長

それでは、6月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、その他の議案等の条例案及び令和6年度繰越明許費繰越計算書でございます。

まずはじめに、条例案につきまして、説明資料により御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。アの徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、こちらは、令和7年4月の組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

18ページを御覧ください。次に、令和6年度繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明いたします。

去る2月定例会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、繰越額が確定いたしましたので、各課別の繰越明許費の状況を記載しております。

表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、生活環境部の合計額は、1億2,691万4,000円となっております。これらの事業につきましては、早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

なお、生活環境部において報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 福寿保健福祉部長

それでは、6月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの説明資料の18ページを御覧ください。その他の議案等の(4)令和6年度繰越明許費繰越計算書でございます

各課別の繰越明許費の状況を記載しており、表の一番下、左から3列目、翌年度繰越額欄に記載のとおり、合計で1億4,283万6,000円となっております。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 里農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。説明資料の4ページを御覧ください。一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄、上から4段目に記載のとおり、13億6,482万7,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は140億8,729万8,000円となっています。補正額の財源につきましては、表の右側財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

6ページを御覧ください。課別主要事項について、御説明いたします。みどり戦略推進課でございます。2段目の植物防疫費、摘要欄①のア、病虫害総合防除推進事業におきまして、県内で拡大しているクビアカツヤカミキリによるモモ等の樹木の被害の収束及び低減を図るため、農薬散布や、被害樹の伐採等の防除対策等を実施する経費として、4,469万3,000円の増額をお願いしております。

7 ページを御覧ください。林業振興課でございます。1 段目の林業振興指導費、摘要欄①のア、新規事業、森林の集約化モデル地域実証事業におきまして、林業経営体による森林の適切な管理を促進するため、市町村や林業経営体等で構成される地域協議会が行う集約化構想の策定などを支援する経費として2,750万円、3 段目の造林費、摘要欄①の森林環境保全整備事業費におきまして、森林の多面的機能を効果的に発揮させるための適切な森林整備に要する経費として2 億110万3,000円の増額をお願いしております。林業振興課合計では、最下段に記載のとおり2 億2,860万3,000円の増額をお願いしております。

8 ページに移りまして、生産基盤課でございます。3 段目の農地防災事業費におきまして、農地農業用施設の保全やため池の決壊等による災害の未然防止に要する経費として、7,260万円、5 段目の漁港建設費におきまして、漁港施設及び漁港海岸保全施設の老朽化対策等に要する経費として、2 億8,979万3,000円、生産基盤課合計では、最下段に記載のとおり、3 億6,239万3,000円の増額をお願いしております。

9 ページに移りまして、森林土木保全課でございます。1 段目の林道費におきまして、効率的な森林整備と、持続的な林業経営のため、路網整備に要する経費として、3 億3,925万8,000円、2 段目の治山費におきまして、県土強靱化の推進のため、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止に要する経費として、3 億8,988万円、森林土木保全課合計では、最下段に記載のとおり、7 億2,913万8,000円の増額をお願いしております。

15 ページを御覧ください。その他の議案等について、御説明いたします。（2）物品購入契約につきましては、阿南市の椿泊漁港に建設中の荷さばき所に導入する魚類移送設備を購入するものであり、契約金額は9,779万円、契約の相手方は株式会社藤田鉄工所となっております。

16 ページを御覧ください。（3）令和 6 年度継続費繰越計算書でございます。阿南市の一の堰ゲート改築事業及び椿泊荷さばき所整備事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から 5 列目になりますが、令和 6 年度継続費予算現額の計の欄にありますとおり、23 億2,000万円に対しまして、右から 5 列目の翌年度逡次繰越額の欄に記載の18 億3,397万7,000円が逡次繰越しとなったものでございます。

19 ページを御覧ください。（4）令和 6 年度繰越明許費繰越計算書でございます。昨年度の定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

19 ページから 20 ページまでは、各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。6 課 24 事業の翌年度繰越額の合計額につきましては、20 ページ、表の最下段、左から 3 列目、翌年度繰越額欄に記載のとおり、66 億9,465万6,831円となっております。これら繰越された事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け、取り組んでまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

27 ページでございます。令和 6 年度事故繰越し繰越計算書でございます。生産基盤課の老朽ため池等整備事業費につきましては、下側の表中央の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、8,439万6,200円となっております。

地元調整に不測の日時を要したことにより、やむを得ず繰り越さざるを得なくなったものでございます。これらにつきましては、事業効果を発現できるよう、早期完成に向けて、

最善の努力をしてまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

#### 新瀨県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の 4 ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から 4 段目、左から 3 列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で、23 億 3,618 万 5,000 円の増額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、342 億 8,028 万 8,000 円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

10 ページを御覧ください。このページから 12 ページに掛けましては、補正予算に係る部局別の主要事項説明でございます。

道路整備課でございます。緊急地方道路整備事業費として、13 億 5,222 万 5,000 円の補正をお願いしております。

都市計画課でございます。公園整備事業費として、3 億 3,416 万円の補正をお願いしております。

河川政策課でございます。堰堤改良事業費として、1,950 万円の補正をお願いしております。

11 ページを御覧ください。河川整備課でございます。河川管理施設長寿命化事業費など、合計 2 億 1,500 万円の補正をお願いしております。

砂防防災課でございます。総合流域防災事業費など、合計 2 億 50 万円の補正をお願いしております。

水環境整備課でございます。上水道施設整備管理指導費として、4,500 万円の補正をお願いしております。

12 ページを御覧ください。港湾政策課でございます。港湾海岸保全施設整備事業費として、1 億 6,980 万円の補正をお願いしております。

13 ページを御覧ください。債務負担行為でございます。

水環境整備課の水道施設強靱化支援事業費に係る補助金につきまして、限度額の欄に記載した額の債務負担行為を設定するものでございます。

その他の議案等でございます。

16 ページを御覧ください。一般会計の令和 6 年度継続費繰越計算書でございます。道路整備課の一ノ瀬トンネル新設事業ほか 1 件、都市計画課の鳴門総合運動公園野球場改築事業について継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から 5 列目の令和 6 年度継続費予算現額の計の欄、81 億 700 万円に対し、更に右へ 3 列目の翌年度逡次繰越額の欄に記載の 30 億 9,019 万円が逡次繰越しとなったものでございます。

21 ページを御覧ください。令和 6 年度繰越明許費繰越計算書でございます。昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。

このページから24ページに掛けましては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

24ページを御覧ください。表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、建設管理課ほか、8課の合計額につきましては、217億7,820万9,249円となっております。

25ページを御覧ください。特別会計の繰越明許費でございます。公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、3,780万457円となっております。

これら、繰越明許費につきましては、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどによりやむを得ず繰り越すものでございます。繰越いたしました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告させていただきます。

第1点目は、橘港港湾脱炭素化推進計画（素案）についてでございます。お手元の資料2-1を御覧ください。国の2050年のカーボンニュートラルへの取組の一環として、港湾分野における、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進し、生産事業者や物流事業者などと連携した計画策定が必要となっております。策定中の橘港港湾脱炭素化推進計画（素案）の概要としましては、計画期間を2050年までとし、目標につきましては、令和6年3月に策定された徳島県GX推進計画に合わせ、CO<sub>2</sub>排出量削減目標を設定しており、基準年の2013年度に対し中期目標として、2030年度に50%減、長期目標として、2050年に100%減としております。温室効果ガスの排出量削減に向けた主な事業としましては、生産事業者や物流事業者とともに、グリーン電力購入、太陽光発電、照明のLED化などを推進してまいります。

今後のスケジュールにつきましては、県議会での御論議を踏まえ、7月からパブリックコメントを実施し、11月頃の計画の策定公表に向け、進めてまいります。

なお、徳島小松島港については、昨年度、計画を公表しており、今回の橘港の計画策定に伴い、県内の重要港湾における脱炭素化推進計画は、全て策定が完了することとなります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 蛸原病院局長

続きまして、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

29ページを御覧ください。（6）令和6年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書でございます。県立中央病院本館棟機能強化事業につきましては、令和8年度までの継続費として総額17億5,000万円をお認めいただいております。

令和6年度の予算現額は、合計で、9億円となっておりますが、このうち、令和6年度中の執行額、すなわち支払義務発生額が、3億4,862万1,500円となったことから、表の右から4列目、翌年度逓次繰越額に記載のとおり、5億5,137万8,500円の逓次繰越しとなっ

ております。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が、病院局関係の提出予定案件でございます。なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中川教育長

それでは、6月定例会に提出予定の教育委員会関係の議案等につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの防災・環境対策特別委員会説明資料の26ページを御覧ください。令和6年度繰越明許費繰越計算書でございます。施設整備課におきまして、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、合計で23億5,534万8,000円となっております。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

古川広志委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

達田良子委員

今、御説明を頂きましたので、質問をさせていただきます。今日、資料を頂いたものもありますし、以前から頂いていたものもあるんですけれども、農林水産部にお尋ねします。スギ花粉の発生源対策の着実な実行に向けてということで、エリートツリーについて、従来のスギ等と比較して、より成長に優れて、かつ花粉の量がおおむね半分以下の特徴を持つ品種にするということなんですけれども、この事業について詳しく教えていただけたらと思います。

須恵林業振興課長

新世代種苗生産推進事業についての御質問だと思います。

当事業につきましては、スギ花粉症は国民の約 4 割が罹患していると言われておりまして、社会的経済、景気にも大きな影響を及ぼしているものでございます。

国においては、発生源対策として 10 年後には花粉の発生源となるスギ人工林の約 2 割減少、将来的には半減を目標にスギ花粉発生源対策推進方針を一部改正し、スギ苗木に代わる花粉の少ない杉の苗木の割合を令和 15 年度まで、現在の 2 割から 9 割への拡大などに取り組むこととしております。

本県においては、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画におきまして、達田委員の言われたとおり、エリートツリーの苗木の割合を令和 11 年度まで 80% にすることとしております。

当事業につきましては、その目標達成と林野庁の目標値に追従するため、徳島市にあります入田採種園及び石井町の県立農林水産総合技術支援センター内にありますミニチュア採種園において、エリートツリーなどの花粉の少ない苗木の生産拡大に向けて、採種園の造成とか機能向上、管理に取り組む事業を計上させていただいているところでございます。

#### 達田良子委員

実は、私は花粉症に一年中悩まされておりました、スギ花粉、ヒノキ、今はイネ科の植物ということです。一年中コンコン言って、風邪かなと思ったら花粉だということで、喉をやられるんです。

若い時は、山全体がスギ花粉の木沢村という、花粉が真っ白な雲のようにぱっと飛んでいる所に住んでいたんです。その時は何ともなかったんですが、いろんな自動車の排気とか、そのような空気も関係するんだと思うんですけども、阿南市に出てきてから、突然花粉症になったんです。これをどんどん進めていっていただきたいという、自分の願いでもあるんです。普通のスギがスギ花粉の少ない杉に変わっていくというのは、何年先なんでしょうか。

#### 須恵林業振興課長

国においては苗木生産量に占める割合を、令和 15 年度までに現在の 2 割から 9 割へと拡大することとしております。

県においては、令和 11 年度までにスギの花粉の割合を一応 80% まで増産する予定としておまして、将来全体がどれくらい変わるのかということろまでは、今のところ答えることができない状況です。

#### 達田良子委員

途方もない数字ですので、多分生きているうちには解決できないだろうなと思うんですけども、この事業を強力に進めていただきたいという思いがございまして。それと今生えている木をちゃんと有効活用するというようなことになれば、少なくなっていくのではないかなと思うんです。

それで、もう一つの花粉症なんですけれども、緊急の質問として、県土整備部にお尋ねしたいんです。今、ものすごくイネ科の植物の花粉症が蔓延しているんです。

それで国道を見ても、県道を見ても、花粉症の原因になる穂が出る何とかガヤというの

が、もうもうと生えていますでしょう。本当に繁殖力が強いんです。

昔はススキが出るカヤが生えていましたけれども、カヤは全部追いやられて、繁殖力の強い花粉症の原因になる穂のあるイネ科の植物に変わってきていると。

堤防なんか昔はススキの草がいっぱい生えていましたけれど、今ススキがなくなって、花粉症の原因になる穂がいっぱい生えています。県道等の草刈りなど実施してきれいにしてくれているのですけれども、できましたら穂が出る前にすれば、イネ科の花粉症というのが減るんじゃないかなと思うんです。

道端に生えている草は馬鹿にならないので、車で通っている時に風で入って来るというのもありますので、穂が出る前には県道の草を刈っていただけないものかということで、お尋ねをしたいと思います。

披田道路整備課長

達田委員から、県管理道路の除草について御質問を頂いております。

除草につきましては、年1回から2回実施しているところでございます。

除草時期につきましては、おおむね盆前の7月頃に実施しているところでございます。

時期のこともあるんですが、今後ともコスト縮減を図りながら、適切に道路管理の除草を行いまして、道路利用者に安全で快適な道路空間を提供してまいりたいと考えております。

達田良子委員

草刈りにつきましては、きれいにしてくれていると思うんですけれども、時期を見計らっていただいて、被害が少ないように穂が出る前に是非刈り取っていただくよう是非お願いしたいと思います。

今、スギの花粉症ではなくて、イネ科の花粉症の方が非常に多いと伺っております。私もそうなんですけれども、咳がものすごく出て止まらなくなっていて、喉をやられて、それで扁桃腺が腫れて熱が出るというようなことで、医療の面でも多いと聞いていますので、その解決のために、県民の健康を守るということを第一に取り組んでいただけたらと思いますので、是非どうぞよろしくお願いいたします。

それでは予定しておりました質問をさせていただきます。

上下水道施設の事前防災対策緊急支援についてお尋ねしたいんです。応急給水の拠点ということで、国の支援対象外の配水池の耐震化ということなんですが、私たちが知っているのは、山の上のほうにある大きなタンクとかかなと思うんです。国の支援対象外というのは、幾つあって、令和7年度から令和9年度までになっていますけれども、この間にどれぐらいできるというめどがあるんでしょうか。お尋ねいたします。

細岡水環境整備課長

ただいま、配水池の耐震化についての御質問を頂きました。

市町村が管理いたします急所施設である上水道の配水池は137か所ございまして、そのうち耐震化が終わっているものが42か所、耐震化を計画されているのが95か所ありまして、

このうち国の支援対象外の配水池は44か所となっております。

今回の支援事業によりまして、有効容量2,000m<sup>3</sup>程度の施設であれば3か所、有効容量1,000m<sup>3</sup>程度のものであれば6か所から7か所ということで、計10か所程度の耐震化に対して支援ができるものと考えております。

達田良子委員

今、分かりにくい部分があったんですけども、国の支援対象外というのは、具体的に言えばどこにあるんでしょうか。

細岡水環境整備課長

配水池の耐震化につきまして、国の支援対象外の所は、美馬市や阿南市など12の市町となっております。

達田良子委員

この配水池なんですけれども、実はある方から、以前、御相談を受けたことがあるんです。山の上のほうにそれがあるんですけれども、その下のほうに住宅が開発されまして、いっぱい住宅が並んでいるわけなんです。

もし大地震などが来たときに、水タンクが壊れたりしたら、その水が洪水のようになって、すぐ下にある家は流れるのではないかなというような御相談も受けたことがあるんです。

それで、きちんと調べてもらって安全度を高めていただきたいと思うんです。私も工事の詳しいことは分かりませんので、工事をする間、水道の水の供給はどうなるんでしょうか。

細岡水環境整備課長

配水池につきましては、その機能が確保できていれば、給水車によりまして水の融通が確保できるということになりますので、市町村をまたいだ給水が可能であると考えております。

達田良子委員

そうしましたら、いろいろと工法も難しいかと思うのですが、住宅地の方々に御理解も頂いて協力いただくというようなことでないと、すぐそばにたくさん住宅があるということもあると思いますので、是非、早めに耐震化をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それともう一つ、污水处理の適正化への支援ということで、排水設備において、下水道への接続に要する経費を支援とか、単独浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽への転換に要する経費を支援というのがありますが、この中で単独浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽への転換についてお尋ねしたいんですけれども、今、単独浄化槽とかくみ取り槽から合併浄化槽へ変える場合に、総額でいったらどれぐらいお金が掛かるんでしょうか。

細岡水環境整備課長

単独浄化槽から合併浄化槽への転換には、合併浄化槽の設置と単独浄化槽の撤去費用等を含めまして、150万円程度掛かるところでございます。

達田良子委員

これを見ますと、説明書で浄化槽の整備に費用助成を行う市町村に対して補助ということなんですけれども、補助要件のところで、金額が幾らなのかというのが書かれていないんです。

①の排水設備、下水道への接続に対しては、上限20万円というのがあるんですけれども、単独浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽に転換というものについては、どれだけ費用助成をするのか、幾らなのかというのが分かりにくいんですけれども、その点を教えていただけたらと思います。

細岡水環境整備課長

浄化槽への補助についての御質問でございますけれども、各市町村によりまして、それぞれ支援制度を設けておりまして、基本的には個人設置型であれば、個人が6割で、残る4割を国、市町村、県で負担をするということになっておりまして、通常であれば4割のうち3分の1を県が補助するというような形になっております。

達田良子委員

この場合、うちは変えたいと希望する方が何軒あるかによって金額が変わってきますね。

全部をするわけですか、市町村にある所を全部変えるわけじゃないでしょう。希望する家なんですか。それがよく分からないんですが、浄化槽の整備に対して費用助成を行う市町村に対して支援しますよということですから、その市町村にある所を全部変えましょうということになるのか、それとも希望する家だけを対象にするのか、そこを教えていただけたらと思います。

細岡水環境整備課長

今回の制度につきましては、既存の制度がございまして、それに対して市町村の要望に応えるために金額の増額を行うものでございます。

達田良子委員

制度が始まってみないとよく分からないという面があるかも知れませんが、合併浄化槽の設置の補助というのが、今、各市町村でも行われているんですけれども、例えば、勝浦町の場合、5人槽で33万円、上勝町の場合は43万2,000円という補助があるわけなんです。

ところが、阿波市、阿南市などは6万円、または6万6,000円というふうに、松茂町も6万円ということで、かなり金額が違うんです。

それが、どういうふうに支援されていくのか。例えばたくさん、43万円も出している所

だったら大体、市町村がしているのではないかと思うのですけれども、その点はどういうふうに公平性というのが保たれるんでしょうか。

細岡水環境整備課長

各市町村によりまして、上乗せの補助をしている所もございますので、それぞれ市町村によって個人への支援額については、多少の違いはあるというところは認識しております。

達田良子委員

ということは、ほぼ全額出せますというところも出さなくてよくなって、制度のほうからいただけるということですか。

細岡水環境整備課長

市町村によっては、通常の個人設置型であれば、4割を国と県、市町村で負担するわけですが、更にそれに上乗せして市町村が個人に負担をしているという所もございますので、基本的にはその4割に対しての県の負担ということを、今回は考えております。

達田良子委員

余りにも各自治体によって金額が違うんです。また後で、詳しく教えていただければと思います。

たくさん出している所は、55万円とか出しているんです。6万円と55万円でしたらかなり違いがあるわけなんです。ですから、この制度によって、どういうふうに整備していけるのかということを教えていただけたらと思いますので、また後ほどよろしく願いいたします。

もう1点なんですけれども、災害時の活動拠点等の調査事業というのが付いています。

大規模災害の時に、これで迅速な救助や救出、ライフライン復旧につなげるために、関係機関における活動拠点の候補地を調査、選定するということですね。2,000万円ほど付いていますけれども、これは大型店舗の駐車場と活動拠点候補地の選定ということです。能登や東日本とかいろんな所を見ましても、大型店舗の駐車場等広い所に車で避難をして、車の中で寝泊まりせざるを得ないという方もいらっしゃるということで、活動拠点という割には避難所とはまた少し違うかなと思うんです。

どういう所にするのか、そしてその選定というのはどういうことなのか、詳しく教えていただけたらと思います。

明星防災対策推進課長

ただいま、達田委員より、災害時活動拠点等の調査事業に関する御質問を頂いております。

御質問にもありましたが、今回の事業につきましては、南海トラフ巨大地震などをはじめまして、災害発生時における迅速かつ的確な救助・救出やライフライン復旧につなげるため、初動対応を行う関係機関における活動拠点候補地を調査、選定するものであります。

具体的には、まず津波浸水区域や主要幹線道路からのアクセスを考慮いたしまして、大型店舗の駐車場といった活動拠点候補地となり得る土地を選定した上で、大型車の駐車可能台数や活動時に支障となる障害物等の現地調査を行うものであります。

達田良子委員

この調査なんですけれども、どれぐらいの期間に調査をするということになるんでしょうか。

明星防災対策推進課長

ただいま、達田委員より、今回の事業の期間についての御質問を頂いております。

今回の予算をお認めいただいた後、速やかに実施したいと考えております。

達田良子委員

徳島県全体でということですか。

そうしたら各市町村ごとをお願いをして、調査してくださいということになるんでしょうか。それとも県が全県内行くわけですか。

明星防災対策推進課長

ただいま、達田委員より、調査の手法についての御質問を頂いております。

市町村の御意見も伺うのですけれども、まずは初動対応を行う関係機関の御意見もお伺いした上で、場所についての選定を進めてまいりたいと考えております。

達田良子委員

今、各市町村で防災計画とか、いろいろ詳しく立てられていると思うんですけれども、ここに避難して、ここにテント張りましょうとか、それから仮設住宅がここにできるでしょうとか、そういう計画がもう既にありますよね。

だから、既に計画がある所はそのまま、新たにということなのか、そのところはどうか。

明星防災対策推進課長

ただいま、達田委員より、今回の候補地の位置付けについての御質問を頂いております。

今回はあくまで、先ほど御質問にありましたとおり、応急仮設住宅候補地といった部分を外しまして、新たに選定をしたいと考えております。

達田良子委員

避難活動拠点候補地といいますと、いろんな物資とかも持ち込んで支援をする拠点になるかと思うんですけれども、それが地震には強くても大雨には弱かったとかあります。ですから、そういういろんな災害が起きないように所を選定していく必要があると思うんです。

市町村が今設定している土地でも、もしかしたら何かの災害の時に、ここは危ないのではないかという所もあるかと思うんですけれども、そういう見直しも含めて拠点ができるように、是非お願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点、地域の防災づくりということで宿泊型防災キャンプというのがございます。宿泊型防災キャンプというのはどういうことをするのでしょうか。

奥田消防保安課長

ただいま、達田委員より、宿泊型防災キャンプ事業について御質問がございました。消防団の理解を深め、団員確保につなげるため、将来の地域防災を担う小中学生及びその家族を対象に、消防団の重要性や活動内容を学んでもらうとともに、実践的な災害対応力を習得するため実施いたします。

本事業は、令和7年度消防庁事業の消防団の力向上モデル事業に採択されておりまして、国費10分の10で実施いたします。消防団員や小中学生及びその家族が災害発生時を想定した訓練や避難所生活を体験することにより、消防団の理解促進及び防災に関する知識やスキル向上等、将来の地域防災の担い手育成につながるものと考えております。

達田良子委員

防災キャンプというのは、とても大事なことだと思います。

小中学生の頃から防災に関心を持っていただいて、そして将来、自分も助ける側に立つんだという意識を持ってもらうというのはとても大事だと思うんです。

それと、実践的な災害対応力と書いていますので、防災キャンプというなら、実際に災害が起きたときに、いろんな救援をする方が、泊まってみて、食事を作って、そして災害に遭われた方をどういうふうに救助して、救援していくかという実践的なキャンプも必要じゃないかと思うんです。

この前、イタリアの防災キャンプというテレビ番組を見たんです。イタリアの場合は、国を挙げて、国のお金でやっている面もあるんですけれども、いろんな人たちが、災害救助隊だけでなく、地域のボランティア活動をする方、食事を作る方、そういう人たちが一堂に集まって、テントを建てて、そして1泊寝泊りして、食事もちょうど作ってもらったものをみんなで食べて、この食事がどうか、また寝心地はどうか、そういうことを体験して、テントの避難生活というのを実際に体験するわけなんです。

そして改善点をみんなで出していくというようなことをされてましたけれども、そういう実践的な対応をするキャンプというのは、今、徳島県ではやっておられるのでしょうか。

奥田消防保安課長

今回の事業は、消防団の方も一緒に参加していただいて、小中学生と家族がテント泊で泊まっていただくことを想定しております。

ただ、雨天時等ございますので、宿泊が可能な施設であって、屋内研修所等も完備している施設ということで、今、選定中でございます。

そのほか、保存食の調理体験であるとか、あと今回仮設風呂の設営、入浴訓練であると

かを考えて、今、計画をしているところでございます。

達田良子委員

この前見ました番組では、地域にそのキッチンカーというのがきちんと置かれていて、そして何百人も泊まれるようなテントを設営したりするわけですがけれども、そこに参加されている方というのが、災害救助隊だけでなく、水道の工事をする専門の方、大工さんとかもいらっちゃって、そして、ものすごく手早く工事をしていくんです。

そういう中で、テント、トイレの設備などもして、そしてそこに大型のキッチンカーがやってきて、調理の専門家の方が、調理をして、温かい食事を出しますということです。避難所といいますと、冷たいおにぎりとか、パンと牛乳とかが多いですがけれども、災害に遭われた方には、温かい食事を出すということが大事だということで、温かい食事を作って、そしてみんなでそれを食べてみて、いろんな意見を頂いて、また、改善につなげていくということをやっておりました。

災害というのがいつ来るか分からないという非常に緊迫した状況になっていると思いますので、お金も掛かりますけれども、是非、ボランティアの方が組織して参加していただけるような、そういう実践的なキャンプを同時にやっていただけたらと思いますので、お願いして終わりたいと思います。

仁木啓人委員

まず、レジリエンスの推進計画をお聞きしたいと思います。

緊急輸送道路の機能確保とあります。県道の主要幹線の緊急輸送道路だと思うんですがけれども、緊急輸送道路という標示というのは見たことがないと思うんです。県民に緊急輸送道路であるということが周知されなければ、幹線道において地震が起こったときの物の置き去りであるとか、車であるとか、またその後の強制的排除の部分が円滑にいかないのではないかなと思いますけれども、緊急輸送道路についての県民への周知というのは、どのようにされているのかお聞かせください。

披田道路整備課長

ただいま、仁木委員から、緊急輸送道路の周知方法について、御質問いただきました。

緊急輸送道路につきましては、県が策定しております地域防災計画の中にも位置付けておりまして、その中で周知をさせていただいております。

仁木啓人委員

計画は、県民はなかなか見ないです。手元に来ないんです。県民に目に見える周知をするべきじゃないのかと。例えば、県外に行ったらそういう所があります。

すぐするようには言いませんが、そういう部分は、するべきではないかと思えます。我々は分かります。計画を見ているとか、緊急輸送道路という種類があるという認識がある者は分かります。

でも、一般の人は分からないです。だから、そこら辺というのは、県民も含めて認識を

持っていただくほうがよいと思います。

先ほども申し上げたように、緊急輸送道路をすぐに使えるようにするために、県民も自助という部分をしていただくことが必要だと思いますし、それで残ってしまったら、強制的にのけていくということもするでしょう。

そのときに、こういうときは仕方がないんだみたいな感じになっても困るんじゃないかなと思うんですけど、そういう部分は協議していくべきではないかと思いますけれど、いかがですか。

#### 披田道路整備課長

仁木委員から、緊急輸送道路について、周知方法はどうかという御質問を頂きました。

先ほど1点お伝えできなかったんですが、県で設けております総合地図提供システムの中でも、防災・減災マップというところで、緊急輸送道路を見えるようにしておりますので、そういったところも広く周知を進めてまいりたいと考えております。

#### 仁木啓人委員

マップは見ないですから。では逆に言うと、マップを県民みんなが見るようにどのようにするんですかという話になってくるわけです。それでしたら看板を付けたほうが早いです。

緊急輸送道路が何なのか分かるよう、みんなが考えるほうが分かりやすいと思います。だからこれは検討課題として受け止めておいてくださいと、お願いしておきたいと思います。

あと、仮置き場の充足率が、令和10年は100%という計画なんですけれども、災害廃棄物の仮置き場というのは、例えば、仮置き場にも一次仮置き場と二次仮置き場もあるわけです。

例えば、阿南市でしたら広いので、地域地域で仮置き場を作った上で、クリーンセンターの所に大きい仮置き場を作って。例えば、平成26年の8月豪雨の時、那賀町は世帯数が少なかったんで、それぞれ出してきたものを、大きい仮置き場に1か所で大丈夫だったと思います。この充足率というのは、一次仮置き場と二次仮置き場も含めた計画の上での充足率なのか。量だけの話で、いわゆる集めていくと溢れないぐらいのものがありますよという充足率なのか。地域地域で仮置き場を作ってから作業していくのが一番最初です。作業効率が違うのです。でなければゴミとか災害廃棄物は町から消えないんです。

それができて初めて、次の大きい所に集約していくというのが、災害廃棄物を集約していくスキームだと思うんですけれども、そこら辺の充足率というのは、どういう計画なのか教えてください。

#### 加藤環境指導課長

災害廃棄物の発生量と、その充足率について今、仁木委員より御質問を頂きました。

災害廃棄物の発生量につきましては、県全体で約2,000万トン発生すると推計されておりまして、県では各市町村のほうで最大廃棄物の仮置き場について御用意いただいております。

まして、現在全ての市町村で充足はできておりませんが、およそ9割の仮置き場が予定と  
いますか、準備いただけるような状況であると同っております。

仁木啓人委員

先ほど申し上げたように、一次仮置き場で充足率が整っているのか、二次仮置き場だけ  
しかない所で充足率が整っているかというのは違うと思うんですよ。

例えば、一次仮置き場と二次仮置き場が必要な広範な自治体においては、充足率の2倍  
あっておかしくない話なんです。そういう計算になるんです。だから100%ではいけない  
自治体もあるんです。

小さい世帯数の自治体というのは、一次仮置き場と二次仮置き場は同じ仮置き場でもい  
い、だからこれは100%でいいと思うんだけど、そこら辺はどんな感じなのかというのを  
教えていただけますか。

関知しているのか、していないのか、していないのでしたらすべきだと思うんですけれ  
ど、どうですかという質問です。

加藤環境指導課長

今、仁木委員からの御指摘のように、エリアの広い所、あるいは山間部等で移動がなか  
なかすぐにできない所につきましては、それぞれの状況に応じて各市町村でということで、  
状況があるかと思いますが、詳細について今現在、調査ができておりませんので、改めて  
実態について把握に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

仁木啓人委員

一旦、令和10年100%目標で作っているのは否定しないですから、それはそれで進めて  
いただければいいのですけれども、自治体によって一次仮置き場と二次仮置き場が必要な  
所があります。その部分は、きちんと別に把握していただいた上で、充足率100%が正し  
い、適正な数字ではないという部分も想定していただいて、では、その所はどうしてい  
くんだという支援を考えていかなければいけないと思いますから、そういう観点も含めてし  
ていただけたら。

多分ですけど、例えば、一次仮置き場と二次仮置き場が必要な所の議員さんがいたら、  
災害が起こったら電話がバンバン掛かってきます。どういうことなのか、100%と言っ  
たではないかと、入らないと言っているからどうにかしろとみんな言うと思います。

だから、そういったことも想定できますから、自治体でどうなるのかその辺を把握して  
いただければと思いますし、その点お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、防災災害拠点等の整備調査事業という話でありましたけれども、広ければいいと  
いう問題ではないのではないかなと思うんです。これは今、指定避難所になっている所も  
そうだと思うんです。

例えば、今まででしたら支援物資がどれだけ備蓄されるとか、支援物資が入って来るか  
とか、生き延びるために体に入れる物のほうを重点的に保管してきたと思うんですけれ  
ど、最近、言われるのは排せつの関係と水です。水と排せつの部分の対策を取れているとい

ような要件が必要になってくるのではないかと思います。

だから、調査事業をする際にどういう部分で、ただ広だけというので選定をしようとしているのかどうなのか、教えていただければと思います。

明星防災対策推進課長

ただいま、仁木委員より、災害時活動拠点等調査事業のうち、候補地の広さに関する御質問を頂いております。正に、これから初動対応を行う関係機関の皆様から、適切な面積等について御意見を伺った上で選定を進めてまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

私が申し上げた面積以外の要件を一つ入れているのですか。入れてないのでしたら入れるべきでないのですか。拠点として、必要な今言った排せつの関係であるとか、水の確保であるとかという部分を要件にしておかなければ。拠点ということは、長丁場になるでしょう。

そこら辺は、皆さん能登に行って来られてから一番よく分かっていると思うので、どうなのでしょう。

明星防災対策推進課長

ただいま、広さ以外の要件についての御質問を頂いております。

正に仁木委員がおっしゃるように、事業者からの御意見を伺うんですけれども、県のほうで想定しています、例えば水であるとか電気、そういったものが必要でないかと考えておるところでございまして、そのあたりにつきましても、事業者からの意見を賜りたいと考えております。

仁木啓人委員

県内の避難所、指定避難所を含めて、独自の給水の部分とか、先ほど申し上げたトイレの関係で、最近、トイレというのは、地震が揺って、皆が寄ってきたら、全部閉めるというのが基本ではないですか。だから使えなくなるわけですが、そのときにどうしていくかという対策は、全部ちゃんとできあがっているかどうか分からないのですね。

だからそこら辺も調べておいていただきたいですし、防災井戸がある所、井戸がある所、水が確保できる所というのが、指定避難所の中に何割あるんですかという部分も、きっちり調査しておいていただきたい。また付託委員会で聞かせていただきたいと思いますので、その点お願いしたいと思います。

最後に、先ほど達田委員がおっしゃっていました上下水道施設の部分でございすけれども、配水池で交付税措置分を除いた2分の1というのは、交付税措置というのは国からの部分を想定した交付税措置でないのですか。

でも一方で、ここには国からの支援対象外の配水池耐震化とあるんですけれども、ここら辺を僕は理解できていないので、どういうことなのか教えてもらえますか。

細岡水環境整備課長

ただいま、配水池の国から支援が受けられない場合のスキームというか、内容について御質問を頂いているところでございます。

配水池につきましては、全てが国からの補助が受けられるわけでもございませんでして、今回の支援制度につきましては、国からの支援が受けられない所を対象としているところでございます。それについては一般会計から水道会計の繰り出しにより、交付税措置を除いた 2 分の 1 を支援することとしております。

急所箇所の配水池であれば、国から 3 分の 1 の補助が受けられるということになっております。国からの補助は、交付金と補助金のことを意味しております。

仁木啓人委員

理解できないのは僕が頭が悪いかもしれませんが、また個別で聞かせてもらいます。

浄化槽の部分というのは、先ほどの議論でしたら、これまでも事業であったとおっしゃっていますけれど、確かにあったと思います。自分も新築した時にあったように思いますけれど、新築は新築で、また別で違うのでしょうか。

先ほど達田委員がおっしゃっていたのは、単独浄化槽とかくみ取りを変える場合の補助の話であって、阿南市は新築はもっと高かったのではないかなと思ったりしたんですけれど、ここら辺はどうなっていますか。

細岡水環境整備課長

県からの支援につきましては、単独浄化槽、くみ取り槽から合併浄化槽への転換補助でございまして、新築については補助はしていないというところです。

仁木啓人委員

これは、県はしてないんだけど、市町村は、確か定住促進か何かの対策の中で、新築においては合併浄化槽に対する独自支援を実施していたと記憶しています。

達田委員がおっしゃっていたデータの阿南市での 6 万円というのは、今、単独浄化槽がある所で、それを合併浄化槽に変える時は、その金額でなかったかなと私は思っているわけなんです。だから今、確認してるんですけれど、そうでなかったですか。

細岡水環境整備課長

阿南市の場合であれば、新築する場合につきましては、6 万 6,000 円の補助を行っており、合併浄化槽へ転換する場合につきましては、5 人槽であれば 33 万 2,000 円ということになっております。

仁木啓人委員

転換が 33 万 2,000 円で、新築する場合は 6 万円で下がるということですね。

ということは、先ほど達田委員が言っていた数字で言えば、阿南市でも 30 万円を転換の

時に受けられるという話だから、そのうちの20万円を出して、両方合わせて50万円の支援をするよという話ですか。

細岡水環境整備課長

転換につきましては、個人と行政が6対4で、個人に補助するのが33万2,000円ということで、これを県と国、市町村でそれぞれが3分の1ずつ負担するということになっております。

仁木啓人委員

分かりました。いずれにしても合併浄化槽が必要になってくると思いますので、こういった有効な補助を取っていただければと思いますので、よろしくお願いして終わります。

重清佳之委員

今日、咳をしている人が多くいるのですが、今、徳島県は百日咳や新型コロナウイルス感染症がまだ流行しているのに、マスクもしていないし、咳し放題で、検査してきているのでしょうか。みんな全部調べて、来ているのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症が5類になったというけれど、休まなければいけないのです。それでしたら、換気もしないといけないのではないですか。絶対に咳をし過ぎです。

マスクぐらいするべきでないのですか。続けてするのでしたら、先にマスクを取ってきてするべきだと思います。そちら側は全員60歳以下です。私たちはほとんど60歳以上なんです。

今、これだけしていたので、ちょっと考えてほしいなと。

岡田晋副委員長

今、まさしく重清委員が言ったとおりです。新しく入ってきた空気を大きく吸ってから、私は質疑させてもらいます。

皆さんがそれぞれされたことなんですけれど、視点が違うので、新規事業の災害時活動拠点等調査事業を防災対策推進課にお聞きします。

事業費が2,000万円のうち1,900万円が委託料として計上されていますが、事業費は国の補助事業でしょうか。また、どのような方法で委託をされるのでしょうか。

明星防災対策推進課長

ただいま、岡田副委員長から、災害時活動拠点等調査事業に関する御質問を頂いております。

まず、今回の事業につきましては、県の単独事業であります。委託の方法につきましては、一般競争入札を想定しているところでございます。

岡田晋副委員長

委託は、丸投げのプロポーザル方式ではなく、問題解決のためにしっかりと考えられたことだと安心しました。

それでは、予定されています委託に係る業務内容と仕様内容について教えてください。

明星防災対策推進課長

ただいま、岡田副委員長から、業務の内容および仕様について御質問を頂いております。

今回の事業につきましては、南海トラフ巨大地震など災害発生時における迅速かつ的確な救助救出やライフラインの復旧につなげるため、初動対応を行う関係機関における活動拠点候補地を調査、選定するものであります。

具体的には、まず津波浸水区域や主要幹線道路からのアクセスを考慮いたしまして、大型店舗の駐車場といった活動拠点候補地となり得る土地を選定した上で、大型車の駐車可能台数や活動時に支障となる障害物等の現地調査を行うものであります。

岡田晋副委員長

しっかりと調査内容について精査してください。

そして、今回の予算は国の補助事業ではなく、県の単独事業とのことですので2,000万円を全額使うのではなく、工夫をして次年度の財源として残す努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

明星防災対策推進課長

ただいま、岡田副委員長から、予算の執行に関する御質問を頂いております。

今回の事業の執行につきましては、適正な執行に努めてまいります。

岡田晋副委員長

限られた県単独の予算ですので、執行残を県民の日々の生活に密着した内容に使っていただくよう、よろしくお願いします。

続きまして消防保安課にお聞きします。

先ほど、皆さん質問されたんですが、新規事業の消防団員と学ぶ宿泊型防災キャンプ事業についてです。

事業は委託されるとのことですが、委託方法と予定されている事業内容の詳細について、事業の実施時期や日数、そして回数などについては、どうされる予定でしょうか。

奥田消防保安課長

宿泊型防災キャンプ事業の委託方法と回数について、お問い合わせいただきました。

事業の企画は消防団の皆様と協力しまして県で行います。動画撮影など専門的な業務については委託を考えております。

また、時期については、秋頃を目途に1泊2日で年内2か所、2回を予定しております。

岡田晋副委員長

委託は部分委託で、職員さんが直接できにくい内容を委託するとのことで適当だと思います。キャンプ事業の内容について、現在考えられている事柄を教えてください。

奥田消防保安課長

事業の内容でございますが、消防団の入団体験としてホースや消火器、ロープなどの扱いの勉強、体験と防災の専門家による座学、また災害発生時の避難所生活の疑似体験等を考えております。

これによりまして、消防団への理解促進や防災に関する知識やスキル向上等につながると考えております。

岡田晋副委員長

キャンプといえば、思い浮かぶのは海か山かとなりますが、とにかく自然の中で体験することが一番の学びとなります。

飯盒炊飯やカレー作り、キャンプファイヤーなどでの火をつける、火を使う体験、ロープワークを身に付け日常生活に生かす、それにより消防・防災意識が身に付きます。そして、若年消防団員の育成につながります。

さて、この事業の周知や参加者募集はどうされるのでしょうか。

奥田消防保安課長

岡田副委員長の御提案を参考に、地元消防団と調整して、開催場所や内容を検討してまいりたいと考えております。

また、募集方法につきましてはちらしを作成いたしまして、県関係施設、県内市町村、小中学校等に配布するほか、県のホームページやSNSに掲載して広く募集してまいります。

岡田晋副委員長

とてもわくわくする事業ですので、広く周知し、参加者を募って有意義な宿泊型防災キャンプ事業として実施してください。

古川広志委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上を以て、質疑を終わりますが、先ほど重清委員から指摘があったことについては、議会事務局と執行部のほうで善処してもらうようにしますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時08分）